

12. 共済金を支払わない主な場合（詳細については、共済事業の手引き「共済約款」に記載しております。）

- (1) 故意又は重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- (2) 保護者による暴力行為、犯罪行為
- (3) 速度違反を含む道路交通法違反
- (4) 傷害の原因が飲酒によるもの
- (5) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によるもの
- (6) 山岳登攀、ポプスレー、モトクロス、パラグライダー、その他これらに類する危険な運動によるもの
- (7) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- (8) 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

※急激・偶然・外来の事故によるものでない野球肘、テニス肘、ジャンパー膝、ランナー膝、疲労骨折、オスグッド・シュラッター病、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、熱中症、くつずれ、アキレス腱炎、腱鞘炎、股関節炎、成長痛等も支払い対象外となります。

13. 共済掛金の返還について

県外及び県内の当会共済事業未加入の単位PTAへ転出する児童・生徒・園児については、未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還することになっておりますが、送金に係る手数料が、返還金額を上回った場合は返還しません。

転出前の事故については、転出前に在籍していた学校経由で共済金請求を行ってください。

14. 個人情報に関する取り扱い

一般社団法人岩手県PTA連合会は、本共済契約に関する個人情報を共済引受審査、支払いの判断、本共済契約の履行のために利用します。

また、上記の利用目的のため必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

なお、保険医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。



PTA会員のみなさまへ

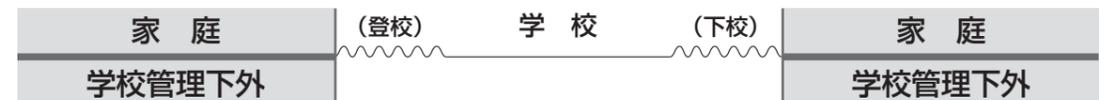
# 平成30年度 共済事業のご案内

一般社団法人岩手県PTA連合会

一般社団法人岩手県PTA連合会共済事業は、共済事業に加入いただいた単位PTAを組織する学校等に在籍する児童・生徒・園児の学校管理下外（PTA行事中含む）及びPTA会員（保護者・教職員）のPTA行事中における傷害事故や傷害事故による死亡に対して、共済金の支払いを行っております。

平成23年1月のPTA・青少年教育団体共済法の施行に伴い、岩手県PTA連合会見舞金給付事業は、平成24年1月に岩手県教育委員会から事業の認可を受け、平成24年4月より共済事業として運営しています。

## ●学校管理下外とは



※上図の太線の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校の教育活動の行われない日。

## 学校管理下外での事故例

### 家庭生活での負傷



- ・熱湯をこぼして
- ・階段から落ちて
- ・風呂場で転んで
- ・家具にぶつかって
- ・工作で刃物を使って

### 地域生活での負傷



- ・犬にかまれて
- ・自転車で転倒して
- ・自動車と接触して
- ・ブランコから転落して
- ・雪道で滑って

### スポーツでの負傷



- ・スキー、スケートで
- ・スポーツ少年団の活動で
- ・夏休みのプールで
- ・ジョギングをしていて

### 外出先等での負傷



- ・キャンプで火を扱って
- ・海に行って岩場で転んで
- ・遊園地でぶつかって
- ・デパートでつまずいて

## ●PTA行事とは

岩手県PTA連合会、地区PTA連絡協議会、市町村PTA連合会、単位PTAが企画・立案し主催する又は共催する行事でPTA総会・運営委員会などPTA会則<sup>(注)</sup>に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。  
<sup>(注)</sup> 名称の如何を問いません。

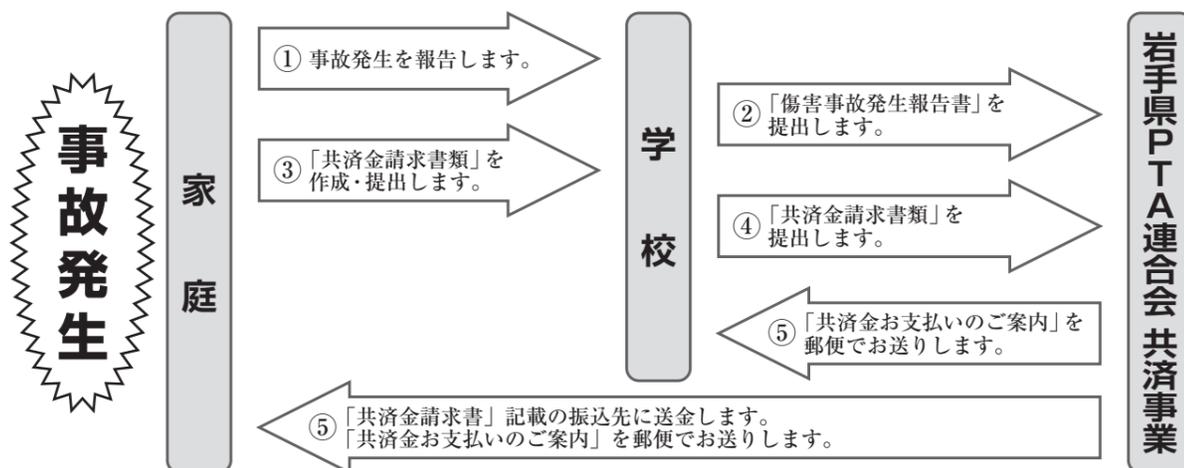
## PTA主催行事の事故例

### 行事参加中の負傷



- ・総会の会場で階段を踏み外して
- ・草刈り作業中に鎌で手を切って
- ・資源回収中に交通事故にあつて
- ・ドッジボール大会でアキレス腱を切って

## 事故発生報告から共済金が支払われるまで



■共済金支払に関するお問い合わせは、学校を通してお願いします。

■共済事業の詳細については、各学校に配布してある「共済事業の手引き」に記載しております。

## 1. 共済期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

- (1) 共済契約を締結しようとする単位PTAは、事業年度開始前に、団体加入を決定し、所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとします。
- (2) 事業年度開始後、共済契約者は、平成30年4月1日より5月末日までの間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとします。
- (3) 期間途中で加入した児童・生徒・園児は、転入日より平成31年3月31日までとなります。  
(期限内に当会が指定する金融機関に振り込み手続きが完了した場合)
- (4) 上記(1)(2)における手続き等が行われなかった単位PTA及び新規に共済契約を締結した共済契約者の共済期間は共済掛金振り込み月の翌月1日から平成31年3月31日までとなります。

## 2. 被共済者（補償対象者）

単位PTAを組織する学校等に在籍する児童・生徒・園児及びPTA会員（保護者・教職員）

## 3. 共済掛金

児童・生徒・園児 1名 600円（年額）

## 4. 共済掛金の納入

単位PTAごとに団体加入となっておりますので、期限までに学校へ共済掛金の納入をお願いします。

納入された共済掛金は、学校が取りまとめの上、平成30年5月31日までに岩手県PTA連合会へ送金されます。

## 5. 事故報告

学校管理下外でけがをして、医療機関（整骨院含む）を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。

医療機関（整骨院含む）での受診内容〈傷病名・入院期間・通院月日・固定具名・固定具使用期間等〉を記録しておいてください。「共済金請求書」作成時に必要となります。

## 6. 共済金の請求

学校から請求関係書類を受け取り、必要事項を記入の上、学校へ提出してください。共済金請求は、治癒した時、又は事故発生日から、その日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。

※第一事故に対する支払期間中に、第二事故が発生しても重複して共済金を支払いません。

## 7. 共済金の支払いと案内

共済金は、当会より「共済金請求書」に記載の振込先に送金します。又、「共済金お支払いのご案内」を、共済金請求者（保護者）と学校（PTA）宛に郵便でお送りいたします。

## 8. 共済金を支払う場合

日本国内における急激・偶然・外来<sup>(注1)</sup>の事故によって学校管理下外<sup>(注2)</sup>又はPTA行事に参加している間に被った傷害について共済金をお支払いいたします。

なお、入院・通院は、医師の治療を受け全治までに8日以上<sup>(注3)</sup>を要した場合とします。

(注1) 急激・偶然・外来

- ア. 急激 …………… 突発的に発生すること。
- イ. 偶然 …………… 予知されない出来事。
- ウ. 外来 …………… 身体の外からの作用。

(注2) 学校管理下外 …………… 1ページの図をご覧ください。

(注3) 全治8日以上 …………… 事故発生日からけがが治るまで（医師の判定）8日以上かかり、なお、その間2日以上入院・通院した場合を指します。

## 9. 補償内容

共 済 金 区 分	児童・生徒・園児		PTA会員 (保護者・教職員)	日 数 お よ び 要 件
	学校管理下外	PTA行事	PTA行事	
死 亡	1,100,000円	3,100,000円	2,000,000円	事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
後遺障害	22,000円～ 1,100,000円	62,000円～ 3,100,000円	40,000円～ 2,000,000円	事故発生日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき
入 院	1日 1,300円	1日 3,800円	1日 2,500円	一事故につき事故発生日からその日を含めて180日以内で、入院、通院あわせて180日分が限度
通 院	1日 800円	1日 1,800円	1日 1,000円	一事故につき事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対して90日分が限度
生 花 料	100,000円	100,000円	100,000円	死亡共済金の支払対象と認められたとき

※ 入院・通院共済金は、入院日数・通院日数に表の金額を乗じた額となります。

固 定 具	骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障があると当会が認めたときは、その装着していた日数を通院した日数とみなします。
整 骨 院 (接骨院)	整骨院（接骨院）の施術を受ける場合は、1か月毎に医師の治療を受け、全治までに8日以上を要した場合とします。ただし、事故発生日から1か月は、医師の治療を受けていない場合でも、全治までに8日以上を要した場合は、通院共済金の支払い対象とします。日数及び要件については、通院日数の7割とし、一事故につき事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日分の7割を限度とします。

## 10. 共済金の削減

- (1) 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、社員総会の議決を経て共済金の削減を行うことがあります。
- (2) 一事故の共済金の支払総額は5,000万円とし、被共済者で按分します。ただし、一被共済者あたりの共済金の支払いは共済金額を限度とします。

## 11. 時効

共済金請求権は、共済約款に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。